

令和 8 年 3 月 24 日 招集

令和 8 年門真市教育委員会第 3 回定例会

議 案 書

門 真 市 教 育 委 員 会

議事日程

門真市教育委員会第3回定例会
令和8年3月24日（火）午後2時
本館4階委員会室

日程	事件番号	件名	ページ
第1		会議録署名委員の指名	—
第2		会期の決定	—
第3	承認第2号	臨時代理による事務処理の承認について （令和8年度門真市立学校管理職人事について）	1
第4	議案第13号	令和7年度中学生チャレンジテスト（1・2年生）結果の公表について	4
第5	議案第14号	サイバーセキュリティを確保するための方針の策定について	5
第6	議案第15号	門真市立学校教職員安全衛生管理規則の制定について	6
第7	議案第16号	門真市教育委員会公告式規則の一部改正について	11
第8	議案第17号	門真市教育委員会文書管理規程の一部改正について	13
第9	議案第18号	門真市附属機関に関する条例の施行に関する門真市教育委員会規則の一部改正について	16
第10	報告案件	門真市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条第1項第1号に係る報告	—
第11		諸報告	18

承認第2号

臨時代理による事務処理の承認について (令和8年度門真市立学校管理職人事について)

門真市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和51年門真市教育委員会規則第20号）第3条第1項の規定に基づき、令和8年度門真市立学校管理職人事に関する事務を臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告し、教育委員会の承認を求める。

令和8年3月24日 提出

門真市教育委員会教育長 八木下 理香子

議案第13号

令和7年度中学生チャレンジテスト（1・2年生）結果の公表
について

令和7年度中学生チャレンジテスト（1・2年生）結果の公表内容について、教育委員会の議決を求める。

令和8年3月24日 提出

門真市教育委員会教育長 八木下 理香子

提案理由

令和7年度中学生チャレンジテスト（1・2年生）について、本市の結果概要を市民に対してホームページで公表する内容についての議決を得るため、本案を提出するものである。

議案第14号

サイバーセキュリティを確保するための方針の策定について

教育委員会として、地方自治法の規定に基づくサイバーセキュリティを確保するための方針を策定するにつき、教育委員会の議決を求める。

令和8年3月24日 提出

門真市教育委員会教育長 八木下 理香子

提案理由

地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）の施行に伴い、教育情報セキュリティポリシーを改定し、サイバーセキュリティを確保するための方針として位置付けるにつき、本案を提出するものである。

議案第15号

門真市立学校教職員安全衛生管理規則の制定について

門真市立学校教職員安全衛生管理規則を次のように制定するにつき、教育委員会の議決を求める。

令和8年3月24日 提出

門真市教育委員会教育長 八木下 理香子

提案理由

常時50人以上の教職員が勤務する学校が市内に設置されることに伴い、衛生委員会及び門真市立学校安全衛生協議会等の設置を行うにつき、本案を提出するものである。

門真市立学校教職員安全衛生管理規則

(趣旨)

第1条 この規則は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）に基づき、教職員の安全及び健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市立学校 門真市立小学校、中学校及び義務教育学校をいう。
- (2) 教職員 市立学校に常時勤務する府費負担教職員をいう。

(教育委員会及び校長の責務)

第3条 門真市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長は、教職員の安全及び健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進するように努めなければならない。

(教職員の責務)

第4条 教職員は、教育委員会、校長、衛生管理者、衛生推進者及び産業医による教職員の安全及び健康の確保並びに快適な職場環境の形成を促進するための措置に協力しなければならない。

(衛生管理者)

第5条 教育委員会は、法第12条第1項の規定により、教職員の数が常時50人以上の市立学校ごとに衛生管理者を選任し、同項に規定する技術的事項を管理させるものとする。

- 2 校長は、法第12条第1項に規定する免許又は資格を有する教職員のうちから衛生管理者となるべき者を推薦し、速やかに別に定める衛生管理者推薦報告書により教育委員会に報告しなければならない。

(衛生推進者)

第6条 教育委員会は、法第12条の2の規定により、教職員の数が常時10人以上50人未満の市立学校ごとに衛生推進者を選任し、同項に規定する業務を担当させるものとする。

- 2 校長は、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第12条の3第1項に規定する能力を有すると認められる教職員のうちから衛生推進者となるべき者を推薦し、速やかに別に定める衛生推進者推薦報告書により教育委員会に報告しなければならない。

（産業医）

第7条 教育委員会は、法第13条第1項の規定により、教職員の数が常時50人以上の市立学校ごとに医師のうちから産業医を選任し、同項に規定する事項を行わせるものとする。

（衛生委員会）

第8条 法第18条第1項各号に掲げる事項を調査審議させ、教育委員会に対し意見を述べさせるため、教職員の数が常時50人以上の市立学校ごとに衛生委員会を置く。

- 2 衛生委員会は、次に掲げる者7人以内で組織する。

- (1) 校長
- (2) 副校長（副校長を置く市立学校に限る。）
- (3) 教頭
- (4) 衛生管理者
- (5) 産業医
- (6) 教職員のうちから校長が推薦し、教育委員会が指名する者

- 3 校長は、前項第6号に掲げる者を推薦するときは、別に定める衛生委員会委員推薦報告書により教育委員会に報告しなければならない。

（衛生委員会の委員の任期）

第9条 衛生委員会の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（衛生委員会の委員長及び副委員長）

第10条 衛生委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長は第8条第2項第1号に掲げる者とし、副委員長は同項第2号に掲げる者（同号に掲げる者を置いていない市立学校にあっては、同項第3号に掲げる者）とする。
- 3 委員長は、会務を総理し、衛生委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたとき

は、その職務を代理する。

(衛生委員会の会議)

第11条 衛生委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 前項の規定にかかわらず、委員の3分の1以上の請求があるときは、委員長は、会議を招集しなければならない。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

(関係者の出席等)

第12条 衛生委員会は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(衛生委員会の庶務)

第13条 衛生委員会の庶務は、各市立学校において行う。

(門真市立学校安全衛生協議会)

第14条 衛生委員会の担当する事務のうち、総合的に調整すべき事項について調査審議させ、教育委員会に対し意見を述べさせるため、門真市教育委員会に門真市立学校安全衛生協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、次に掲げる者6人以内で組織する。

(1) 教育委員会事務局教育部長

(2) 教育委員会事務局教育部学校教育課長

(3) 各市立学校の校長、衛生管理者又は衛生推進者のうちから教育委員会が指名する者

(協議会の会長及び副会長)

第15条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は前条第2項第1号に掲げる者とし、副会長は同項第2号に掲げる者とする。

(準用)

第16条 第9条、第10条第3項及び第4項、第11条並びに第12条の規定は、協議会について準用する。この場合において、これらの規定中「衛生委員会」とあるのは「協議会」と読み替えるものとする。

(協議会の庶務)

第17条 協議会の庶務は、教育委員会事務局教育部学校教育課において行う。

(細目)

第18条 この規則に定めるもののほか、教職員の安全及び健康に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

議案第16号

門真市教育委員会公告式規則の一部改正について

門真市教育委員会公告式規則（昭和54年門真市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正するにつき、教育委員会の議決を求める。

令和8年3月24日 提出

門真市教育委員会教育長 八木下 理香子

提案理由

教育委員会に係る規則の公布及び規程の公表方法を見直すにつき、本案を提出するものである。

門真市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則

門真市教育委員会公告式規則（昭和54年門真市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（委員会規則の公布） 第2条 1 略 2 委員会規則を公布するときは、公布の旨の前文、年月日、<u>番号及び教育長名を記入しなければならない。</u> 3 委員会規則の公布は、<u>本市のホームページに設置した掲示場に掲示して行うものとする。ただし、これにより難い場合は、市役所の掲示場に掲示して行うことができる。</u> （教育長の定める規程の公表） 第4条 教育長の定める規程を公表しようとするときは、公表の旨の前文、年月日、番号、<u>委員会名及び教育長名を記入しなければならない。</u> 2 略	（委員会規則の公布） 第2条 1 略 2 委員会規則を公布するときは、公布の旨の前文、年月日<u>及び番号を記入して教育長が署名するものとする。</u> 3 委員会規則の公布は、<u>市役所前の掲示板上に掲示して行う。</u> _____ _____ （教育長の定める規程の公表） 第4条 教育長の定める規程を公表しようとするときは、公表の旨の前文、年月日、番号<u>及び委員会名を記入して教育長が署名するものとする。</u> 2 略

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

議案第17号

門真市教育委員会文書管理規程の一部改正について

門真市教育委員会文書管理規程（平成元年門真市教育委員会規程第1号）の一部を次のように改正するにつき、教育委員会の議決を求める。

令和8年3月24日 提出

門真市教育委員会教育長 八木下 理香子

提案理由

門真市文書管理規程（平成元年門真市訓令第3号）の一部改正に伴い、文書管理責任者及びファイル担当者の設置について、所要の改正を行うにつき、本案を提出するものである。

門真市教育委員会文書管理規程の一部を改正する規程

門真市教育委員会文書管理規程（平成元年門真市教育委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（目的） 第1条 この規程は、別に定めるもののほか、門真市教育委員会（以下「委員会」という。）における文書の管理について必要な事項を定めることにより、事務処理の適正化及び<u>事務能率</u>の向上を図ることを目的とする。 （用語の定義） 第3条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 課 門真市教育委員会事務局内部組織に関する規則（平成18年門真市教育委員会規則第9号。以下「規則」という。）第2条の表に掲げる課 (2) 略 (3) 課長 課の長 (4) <u>課長補佐等</u> ア <u>規則第3条第1項第4号に掲げる課長補佐</u> イ <u>門真市教育機関等の事務分掌等に関する規則（平成18年門真市教育委員会規則第10号）第3条第1項の長</u> （文書管理責任者及びファイル担当者） 第6条 課に文書管理責任者及びファイル担当者を置く。この場合において、グループを置く課における文書管理責任者にあつては、グループごとに置くものとする。 2 略 3 <u>文書管理責任者は、課長補佐等をもって充てる。</u> 4 <u>ファイル担当者は、課長が指名する。</u> 5 <u>課長は、ファイル担当者を指名したとき</u>	（目的） 第1条 この規程は、別に定めるもののほか、門真市教育委員会（以下「委員会」という。）における文書の管理について必要な事項を定めることにより、事務処理の適正化及び<u>事務処理</u>の向上を図ることを目的とする。 （用語の定義） 第3条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 課 門真市教育委員会事務局内部組織に関する規則（平成18年門真市教育委員会規則第9号_____）第2条の表に掲げる課 (2) 略 (3) 課長 <u>第1号に規定する課</u>の長 — _____ — _____ — _____ — _____ （文書管理責任者及びファイル担当者） 第6条 課に文書管理責任者及びファイル担当者を置く。この場合において、グループを置く課_____にあつては、グループごとに置くものとする。 2 略 — _____ 3 <u>文書管理責任者及びファイル担当者は、課長が指名する。</u> 4 <u>課長は、文書管理責任者及びファイル担</u>

改正後	改正前
は、速やかにその職名及び氏名を文書担当課長に報告しなければならない。異動等により変更があった場合も同様とする。	当者を指名したときは、速やかにその職名及び氏名を文書担当課長に報告しなければならない。異動等により変更があった場合も同様とする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

議案第18号

門真市附属機関に関する条例の施行に関する門真市教育委員会
規則の一部改正について

門真市附属機関に関する条例の施行に関する門真市教育委員会規則（平成25年門真市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正するにつき、教育委員会の議決を求める。

令和8年3月24日 提出

門真市教育委員会教育長 八木下 理香子

提案理由

門真市附属機関に関する条例（平成25年門真市条例第3号）の一部改正に伴い、（仮称）門真市立第五中学校区小学校基本設計等業務委託事業者選定委員会を廃止するにつき、本案を提出するものである。

門真市附属機関に関する条例の施行に関する門真市教育委員会規則の一部を
改正する規則

門真市附属機関に関する条例の施行に関する門真市教育委員会規則（平成25年門真市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後						改正前					
別表（第2条―第4条関係）						別表（第2条―第4条関係）					
名称	組織	委員 の定 数	委員の構成	委員 の任 期	庶務 担当 機関	名称	組織	委員 の定 数	委員の構成	委員 の任 期	庶務 担当 機関
〃 略						〃 略					
						（仮委員5人以内）			(1) 学識経験者		
						称) 門長			又は		
						真市立副委			(2) 本市の職		
						第五中員長			員		
						学校区					
						小学校					
						基本設					
						計等業					
						務委託					
						事業者					
備考 略						選定委					
						員会					

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

諸 報 告

番 号	報 告 事 項
1	損害賠償請求事件について
2	令和7年度末・8年度当初における教職員人事異動の概要について
3	令和8年度中学生チャレンジテストの参加について
4	門真市幼保小の架け橋期カリキュラムの策定について